

五島壱岐地域森林計画変更計画書

(五島壱岐森林計画区)

計画期間

自	令和 4 年 4 月 1 日
至	令和 14 年 3 月 31 日

令和 6 年 12 月 20 日



長 崎 県

五島壱岐森林計画区

○計画期間

自 令和4年4月1日
至 令和14年3月31日

令和4年12月28日に樹立した五島壱岐地域森林計画の次の事項について、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき計画を変更する。

○変更の理由

- （１）「森林の立木竹の伐採に関する事項」「造林に関する事項」「森林の土地の保全に関する事項」については、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について（令和6年3月28日5林整計第853号）の改正によるもの。
- （２）「林道の開設及び拡張に関する計画」については、自然条件や森林整備計画等の見直しによるもの。
- （３）「保安林の整備及び治山事業に関する計画」については、治山事業箇所の緊急度及び公益的機能の確保、土地所有者の意向等によるもの。

○変更内容

別紙のとおり。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について（令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知）」を踏まえて行うこととし、森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針を以下のとおり定めるものとする。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定めるものとする。

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図るものとする。

イ 択伐

択伐については、主伐のうち森林の構成を著しく変化させることなく逐次更新を確保することを旨として、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によるものとする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うものとし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとする。

伐採の対象とする立木については、（2）に記載する標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えるものとする。さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進するものとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮するものとする。また、自然条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮したものとする。さらに、林地の保全、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置するものとする。

以下、略

第3 森林の整備に関する事項

2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然的条件に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図るものとする。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によるものとする。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽、広葉樹の導入等に努めるものとする。

（1）人工造林に関する指針

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

造林すべき樹種は、適地適木を旨とし、広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種の造林を促すことを基本として、自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、下表のとおりとする。

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定めるものとする。

区 分	樹 種
針葉樹	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、マキ、イチヨウ、カヤ、 その他有用針葉樹
広葉樹	クヌギ、コナラ、キリ、ケヤキ、クスノキ、ヤマザクラ、ツバキ、 その他有用広葉樹

また、成長に優れた特定苗木や花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の導入及び増加に努めるものとする。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土石切取、盛土等、土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意するものとし、気象、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、その実施地区の選定を行うものとする。

また、土石の切取、盛土を行う場合には、法勾配の安定を図るとともに必要に応じて、法面の保護のための法面緑化工、土留工等の施設の設置及び排水施設等を設けるものとし、その他の形質の変更の場合には、その態様に応じて土砂の流出・崩壊の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずるものとする。

なお、太陽光発電施設の設置等にあたり、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸水能や景観に支障を及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模や森林の適正な配置など開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施等に配慮するものとする。

また、盛土等に伴う災害の防止のため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準の遵守等の厳正な運用を行うものとする。

第6 計画量等

4 林道の開設及び拡張に関する計画

イ 市町村別明細表

(単位 延長：km 面積：ha)

開 設 拡 張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長 及 び 箇 所 数	利用区域 面積	うち前半5年分	対図番号	備 考
開 設	自 動 車 道		総 数		9 箇線 29.3		6 箇線 19.2		
五島地区 計	〃		五 島 地 区		9 箇線 29.3		6 箇線 19.2		
〃	〃		五 島 市	計	5 箇線 20.4		4 箇線 15.7		
〃	〃	林業専用道	〃	内 間	3.2	83	○	1	福江
〃	〃	林業専用道	〃	ザ レ ガ シ	2.8	115	○	2	福江
〃	〃	林 道	〃	中 須	4.7	158		3	玉之浦
〃	〃	林業専用道	〃	川 原	5.1	156	○	4	岐宿
〃	〃	林 道	〃	南 部 憩 坂	4.6	119	○	5	岐宿 全体計画延長 12.2Km R4まで
〃	〃		新上五島町	計	4 箇線 8.9		2 箇線 3.5		
〃	〃	林 道	〃	上 五 島 縦 貫	2.5	56	○	6	上五島・若松 全体計画延長 10.9Km H30まで 基幹 国有林調整有
〃	〃	林業専用道	〃	上五島縦貫1号支線	1.0	58	○	7	上五島
〃	〃	林業専用道	〃	矢 倉 岳	1.7	29		8	有川
〃	〃	林業専用道	〃	大 瀬 良	3.7	83		9	有川
拡 張			総 数		28 箇線 67.9		6 箇線 4.2		
〃			五 島 地 区		27 箇線 67.8		5 箇線 4.1		
〃			五 島 市	計	14 箇線 21.9		5 箇線 4.1		
〃	改良・舗装		〃	平 山 第 2	0.9	38		10	
〃	舗 装		〃	樋 の 本	2.0	71		11	
〃	〃		〃	道 口	0.9	463		12	
〃	改 良		〃	浦 ノ 川	0.8	37		13	
〃	舗 装		〃	寺 脇	1.3	144		14	
〃	〃		〃	二 本 楠	3.0	116		15	
〃	〃		〃	佐 舗 坂 ノ 上	7.6	393		16	
〃	〃		〃	熊 高	0.5	170		17	

つづき

(単位 延長 : km 面積 : ha)

開 拓 別	設 張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長 び 箇 所 数	利用区域 面積	うち前半5年分	対図番号	備 考
"		改良・舗装		"	七 岳	0.8	121		18	
"		舗 装		"	中 岳	0.5	78	○	19	
"		改 良		"	丸 山	0.1	119	○	20	
"		改 良		"	丹 奈	0.5	117	○	21	
"		改良・舗装		"	富江 - 玉の浦	2.0	382	○	22	
"		改良・舗装		"	隠 河 内	1.0	172	○	23	
"				新上五島町	計	13 箇線 45.9				
"		改良・舗装		"	鬼 ケ 原	7.4	877		24	
"		"		"	佐 野 原	4.0	246		25	
"		改 良		"	中 山 大 浦	4.0	171		26	
"		改良・舗装		"	桂 山	3.7	208		27	
"		"		"	観 音 岳	1.7	59		28	全体計画延長 1.7km
"		改 良		"	熊 高	2.0	551		29	
"		"		"	高 熨 斗 熊 高	0.1	55		30	
"		改良・舗装		"	太 田	11.9	420		31	
"		"		"	赤 尾	3.7	439		32	
"		改 良		"	阿 瀬 津	3.0	527		33	
"		改良・舗装		"	赤 井 窄	4.0	270		34	
"		改良・舗装		"	米 山 大 地	0.2	122		35	
"		舗 装		"	砥 石 山	0.2	30		36	
"				壱 岐 地 区		1 箇線 0.1		1 箇線 0.1		
"				壱 岐 市	計	1 箇線 0.1		1 箇線 0.1		
"		改 良		"	国 分 谷 江	0.1	46	○	37	

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

(単位 面積: ha)

保安林の種類	面積		備考
		うち前半5年分	
保安林総数（実面積）	13,342	13,286	
水源涵養のための保安林	5,070	5,064	
災害防備のための保安林	5,900	5,851	
保健、風致のための保安林	2,372	2,371	

(単位 面積: ha)

指定／解除	種 類	森 林 の 所 在		面 積	うち前半５年分	指定又は解除を必要とする理由	備 考
		市町村	区域（林班番号）				
指 定	総 数			161	105		
	水 源 涵 養	五島市	松山（4048）	30	30	水源のかん養	
			繁敷（1034・1035）	10	10	〃	
		新上五島町	奈摩（1004）	6		〃	
			鯛ノ浦（3050・3051）	10	10	〃	
		計		56	50		
	災 害 防 備	五島市	松山（5037）	5		土砂の流出の防備	
			柿浦（5019）	2		〃	
			横ヶ倉（1048）	2		〃	
			松山（1・24）	2	2	〃	
		新上五島町	築地（41・42）	10	10	土砂の流出の防備	
			高井旅（4005）	20		〃	
			桐古里（37）	20	20	〃	
			若松（13・15）	10	10	〃	
			青砂ヶ浦（1002）	2	2	〃	
			滝河原（105）	20		〃	
			横道（3008）	3	3	〃	
		杵岐市	東触（1002）	2	2	土砂の流出の防備	
			立石東触（1035）	1	1	〃	
			筒城仲触（3010）	1	1	〃	
			南触（3005）	1	1	〃	
			諸吉仲触（2004）	1	1	〃	
			箱崎諸津触（2034）	1	1	〃	
			<u>瀬戸浦（2036）</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>風害の防備</u>	
		計		104	55		
	保 健	五島市	福江	1		保健	
				1			

2 林班番号の千の位の数字は、以下の表のとおり旧市町村であることを示す。

＜壱岐市＞

旧市町村	番号	林班番号
福江市	0	1～
富江町	1	1001～
玉之浦町	2	2001～
三井楽町	3	3001～
岐宿町	4	4001～
奈留町	5	5001～

旧市町村	番号	林班番号
若松町	0	1～
上五島町	1	1001～
新魚目町	2	2001～
有川町	3	3001～
奈良尾町	4	4001～

旧市町村	番号	林班番号
郷ノ浦町	0	1～
勝本町	1	1001～
芦辺町	2	2001～
石田町	3	3001～

(3) 実施すべき治山事業の数量

(単位：地区)

森 林 の 所 在		治山事業 施行 地区数	うち前半5年分	主な工種	林班番号
市町村	区 域				
五 島 市	上大津	1	1	山腹工	7
	ザレガシ	1		溪間工	13
	奥浦	1	1	山腹工	55
	檜ノ浦	1	1	山腹工	60
	増田	1	1	山腹工	88
	太田	1		山腹工	1002
	長峰	1		溪間工	1003
	琴石	1		山腹工	1007
	丸子	1	1	溪間工	1014
	道蓮寺	1	1	山腹工	1033
	横ヶ倉	1	1	山腹工	1048
	丹奈	1		溪間工	2009
	矢ノ口	1		山腹工	2011
	中須	1	1	山腹工	2064
	大宝	1	1	山腹工	2079
	元倉	1		山腹工	2094
	築口	1		山腹工・溪間工	2094
	島山島	1	1	山腹工	2095
	高崎	1		山腹工	3006
	浜ノ畔	1	1	森林整備・防潮工	4011
	八朔	1	1	森林整備	4023
	宮町	1		山腹工	4023
	小川原	1	1	山腹工・溪間工	4055
	打折	1		山腹工	4060
	夏井	1	1	山腹工	5002
	檜木山	1	1	山腹工	5019
	大瀬	1	1	山腹工	5019
	田岸	1	1	山腹工	5019
	浦	1	1	山腹工	5021
	矢神	1		溪間工	5034
	船廻	1	1	山腹工・溪間工	5036
	松山	1	1	山腹工	5037
	荒川	1		山腹工・溪間工	2031
	松山	1	1	山腹工	1
五 島 市 計		34	21		
新上五島町	若松	1	1	山腹工	13
	若松	1	1	山腹工	14
	若松	1	1	山腹工	15
	神戸	1		山腹工	19
	佐尾	1	1	山腹工	32
	築地	1	1	溪間工	41
	築地	1	1	溪間工、山腹工	42

森 林 の 所 在		治山事業施行 地区数	うち前半5年分	主な工種	林班番号
市町村	区 域				
新上五島町	宿ノ浦	1	1	溪間工、山腹工	45
	檮ノ木	1		溪間工、山腹工	62
	郷ノ首	1		山腹工	69
	荒川	1	1	山腹工・溪間工	71
	郷ノ首	1	1	山腹工	72
	滝河原	1		山腹工	105
	石司	1		森林整備	109
	青砂ヶ浦	1	1	山腹工	1003
	潮道越	1		山腹工	1016
	船崎	1		森林整備	1037
	飯ノ瀬戸	1	1	山腹工	1053
	道土井	1	1	溪間工	1064
	三日ノ浦	1	1	山腹工・森林整備	1096
	津和崎	1	1	山腹工	2001
	立串	1	1	山腹工	2013
	小串	1	1	山腹工	2023
	丸尾	1	1	森林整備	2027
	七目	1	1	山腹工	3001
	蛤浜	1	1	森林整備	3006
	赤尾	1		溪間工・山腹工	3026
	太田	1		溪間工・山腹工	3036
	小奈良尾	1	1	溪間工・山腹工	4003
	高井旅	1		溪間工	4005
	鶴山ノ下	1		溪間工	4010
	岩瀬浦	1	1	溪間工	4011
	杉ノ本	1		溪間工	4011
	桐古里	1	1	溪間工	37
	鯛ノ浦	1	1	溪間工	3051
	鯛ノ浦	1	1	溪間工	3052
	横道	1	1	山腹工	3008
	堤	1	1	溪間工	103
	真手ノ浦	1		溪間工	1084
新上五島町計		39	26		
壱岐市	久喜	1	1	山腹工	3002
	筒城浜	1	1	森林整備	3010
	棚江	1	1	森林整備	2002
	串山	1	1	山腹工	1002
	天ヶ原	1	1	森林整備	1003
	藪田	1	1	山腹工	1018
	八幡	1	1	森林整備	2002
	錦浜	1	1	森林整備	3012
壱岐市計		8	8		
合 計		81	55		

注：林班番号は、（１）の②の注意書き２のとおり。